

宮 城 県 公 報

令和 7 年 4 月 25 日（金）
定期第 596 号

目 次

告示

- 管理理容師及び美容師資格認定講習会の指定（食と暮らしの安全推進課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（農村振興課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（建築宅地課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（2 件）（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区役員の退任の届出（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（2 件）（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（同）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

選挙管理委員会

- 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体（選挙管理委員会事務局）
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（令和5年分）（同）
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部訂正（同）
- 証票の無効（同）

宮城海区漁業調整委員会

- 漁業法第 64 条第 5 項に基づく公聴会の開催（宮城海区漁業調整委員会事務局）

宮城県告示第 292 号

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚 2－1－6 JMF ビル笹塚 01（8 階）
- 2 講習会の日程及び会場
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
 - ア 日程
令和 7 年 9 月 29 日（月）、令和 7 年 10 月 6 日（月）、及び令和 7 年 10 月 20 日（月）
 - イ 会場
東京エレクトロンホール宮城
仙台市青葉区国分町 3－3－7
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
 - ア 日程
令和 7 年 9 月 29 日（月）、令和 7 年 10 月 6 日（月）、及び令和 7 年 10 月 20 日（月）
 - イ 会場
東京エレクトロンホール宮城
仙台市青葉区国分町 3－3－7
- 3 受講料
1 人につき 20,000 円

宮城県告示第 293 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
齋藤病院	石巻市山下町 1 丁目 7－24	令和 7 年 4 月 24 日	令和 10 年 4 月 23 日

宮城県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411100456	めだか専門店 すずの舎 岩沼市舘下一丁目 3 番 11 号	就労継続支援 B 型	合同会社鈴の八	令和 7 年 5 月 1 日

宮城県告示第295号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 4 月 25 日

宮城県告示第296号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
上沼	区画整理事業	令和 7 年 3 月 25 日

宮城県告示第297号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢高畑 1－1（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第298号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者の名称
一般財団法人 日本建築センター
- 2 変更後の事務所の所在地
大阪府大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 8 号
- 3 変更しようとする年月日
令和 7 年 4 月 30 日

宮城県告示第299号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 田 村 賢 治

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 3 月 27 日	佐藤 耕司	刈田郡蔵王町大字平沢字山ノ入 144 番地 1	理 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 6 年 5 月 30 日	村上 八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口 67 番地 1	理 事

宮城県告示第300号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 田 村 賢 治

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 4 月 6 日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥 56 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山 32 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原 45 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷 1 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館 5 番地 2	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑 48 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井 34 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷 26 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	佐藤 政市	刈田郡蔵王町大字円田字山入 30 番地 4	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	菅野 和茂	刈田郡蔵王町大字平沢字新屋敷 24 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	齋藤 栄子	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王 71 番地 18	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	水戸邊 いく子	柴田郡村田町大字沼辺字二丁町 13 番地	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	佐山 加代子	柴田郡村田町大字村田字上ヶ沢 97 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 6 日	新貝 孝夫	柴田郡村田町大字関場字高木 127 番地	監 事
令和 7 年 4 月 6 日	吉田 研一	刈田郡蔵王町大字平沢字田中 191 番地 1	監 事
令和 7 年 4 月 6 日	関 広志	柴田郡村田町大字小泉字西三斗内 71 番地	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 4 月 5 日	上田 万作一	柴田郡村田町大字薄木字白鳥 56 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	鈴木 保博	柴田郡村田町大字沼辺字中山 32 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	柴崎 弘	柴田郡村田町大字村田字下河原 45 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	秋保 英俊	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷 1 番地 1	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	吉野 健市	柴田郡村田町大字沼辺字館 5 番地 2	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	佐藤 洋治	柴田郡村田町大字村田字広畑 48 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	鈴木 健一	柴田郡村田町大字沼辺字北寄井 34 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	村上 一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷 26 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	佐藤 政市	刈田郡蔵王町大字円田字山入 30 番地 4	理 事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 4 月 5 日	菅野 和茂	刈田郡蔵王町大字平沢字新屋敷 24 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	佐藤 保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山 71 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	吉田 忠喜	柴田郡村田町大字沼辺字岡 267 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	佐藤 庄一郎	柴田郡村田町大字小泉字新畑 43 番地	理 事
令和 7 年 4 月 5 日	新貝 孝夫	柴田郡村田町大字関場字高木 127 番地	監 事
令和 7 年 4 月 5 日	吉田 研一	刈田郡蔵王町大字平沢字田中 191 番地 1	監 事
令和 7 年 4 月 5 日	大宮 満吉	柴田郡村田町大字小泉字栗内 28 番地 2	監 事

宮城県告示第301号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、あぶくま川水系角田土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 田 村 賢 治

1 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 3 月 31 日	鈴木 榮次郎	宮城県角田市豊室字沼下 26 番地	理 事

宮城県告示第302号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月16日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月25日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉 藤 俊 雄

宮城県告示第303号

仙台市大倉川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年4月21日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月25日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 嘉 藤 俊 雄

宮城県告示第304号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月18日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月25日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武 田 健 久

宮城県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、石巻市北方土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武 田 健 久

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 4 月 1 日	和 泉 り か	石巻市桃生町倉埵字要害87番地	理 事
令和 7 年 4 月 1 日	畠 山 早 苗	石巻市飯野字寒風沢内田10番地	理 事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 4 月 25 日

	宮城県知事	村	井	嘉	浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	亶理郡山元町小平字南 63 番 1、63 番 3、63 番 5 63 番 6、63 番 26、63 番 27				
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	亶理郡山元町大平字畑中 9 番地の 2 仙南ベニヤ株式会社				

官選管告示第 36 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
阿部均後援会	阿 部 均	阿 部 均	亶理郡山元町坂元字鈴ヶ入 43
板橋勇後援会	二階堂 久男	菅 野 京 子	伊具郡丸森町金山字田林 2－2
伊藤俊後援会	伊 藤 俊	伊 藤 俊	本吉郡南三陸町歌津皿貝 43－15
いとうなおき後援会	伊 藤 直 樹	黒 政 健	仙台市宮城野区福室 3－31－20
いのちから後援会	猪 野 力	笹 沼 由 美	仙台市泉区長命ヶ丘 3－26－6
猪股ごう後援会	猪 股 豪	猪 股 豪	加美郡加美町南町 43
おじまさはる後援会	宮 本 武	鈴 木 顕	大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣 51－2
小野寺たかし後援会	小 野 寺 孝	小 野 寺 孝	遠田郡涌谷町字三十軒屋敷添 145
片山ひろし後援会	片 山 裕	片 山 桂 一	塩竈市新富町 31－30
加美を元気にする会	猪 股 豪	猪 股 豪	加美郡加美町南町 43
今野力雄後援会	咲 間 次 雄	今 野 航 和	角田市横倉字明ヶ沢 53－45
佐々木春樹後援会	佐々木 繁	佐々木 千鶴	黒川郡大衡村大衡字五反田 12－3
佐藤ゆうじ後援会	佐 藤 祐 二	佐 藤 祐 二	仙台市太白区西中田 6－2－35
鈴木高行後援会	鈴 木 高 行	鈴 木 高 行	亶理郡亶理町吉田字流 16－7
鈴木ひでまさ後援会	鈴 木 英 雅	小 野 寺 保 見	遠田郡涌谷町小里字長根南 117
谷ゆうすけ同志会	谷 祐 輔	谷 碧	石巻市貞山 3－2－38
畑山和晴後援会	畑 山 和 晴	畑 山 律 子	富谷市成田 3－32－5
早坂ただゆき後援会	小 山 好 典	小 山 一 男	加美郡加美町字鹿原中野原 5
水沢ふじえ後援会	水澤 富士江	関 谷 卓	石巻市日和が丘 2－7－22
未来へ、いのちをつなぐ宮城の会	多々良 哲	須 藤 道 子	仙台市青葉区台原 4－8－17
涌澤義和後援会	涌 澤 義 和	涌 澤 義 和	遠田郡涌谷町下郡字石那田 35
渡辺博史後援会	渡 辺 博 史	千 葉 優	仙台市若林区荒井 7－37－1
渡辺ひろふみを支える会	渡 辺 博 史	西 尾 洋 祐	仙台市青葉区水の森 1－25－34

宮選管告示第 37 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定により政治団体から提出があった令和 5 年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和 6 年宮選管告示第 122 号の一部を次のとおり改める。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

訂 正 後	訂 正 前
[略]	[略]
宮城県警備業連盟 報告年月日 06. 03. 28 1 収入総額 967, 050 前年繰越額 65, 978 本年収入額 901, 072 2 支出総額 <u>856, 428</u> 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (54 人) 672, 000 寄附 60, 000 個人分 60, 000 機関紙誌の発行その他の事業による収入 43, 068 宮城県警備業連盟 総会 43, 068 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 126, 000 全国警備保障業連盟 126, 000 その他の収入 4 一件十万円未満のもの 4 4 支出の内訳 経常経費 206, 468 備品・消耗品費 4, 810 事務所費 201, 658 政治活動費 <u>649, 960</u> 組織活動費 <u>86, 815</u> 機関紙誌の発行その他の事業費 336, 000 機関紙誌の発行事業費 336, 000 寄附・交付金 <u>225, 110</u> その他の経費 <u>2, 035</u> 5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 60, 000	宮城県警備業連盟 報告年月日 06. 03. 28 1 収入総額 967, 050 前年繰越額 65, 978 本年収入額 901, 072 2 支出総額 <u>815, 843</u> 3 本年収入の内訳 個人の党費・会費 (54 人) 672, 000 寄附 60, 000 個人分 60, 000 機関紙誌の発行その他の事業による収入 43, 068 宮城県警備業連盟 総会 43, 068 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 126, 000 全国警備保障業連盟 126, 000 その他の収入 4 一件十万円未満のもの 4 4 支出の内訳 経常経費 206, 468 備品・消耗品費 4, 810 事務所費 201, 658 政治活動費 <u>609, 375</u> 組織活動費 <u>46, 615</u> 機関紙誌の発行その他の事業費 336, 000 機関紙誌の発行事業費 336, 000 寄附・交付金 <u>225, 000</u> その他の経費 <u>1, 760</u> 5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの 60, 000
[略]	[略]
八巻まゆ後援会 報告年月日 06. 03. 29 1 収入総額 <u>417, 776</u>	八巻まゆ後援会 報告年月日 06. 03. 29 1 収入総額 <u>408, 888</u>

本年収入額 <u>417,776</u> 2 支出総額 160,697 3 本年収入の内訳 寄附 <u>417,776</u> 個人分 <u>417,776</u> 4 支出の内訳 経常経費 131,847 光熱水費 2,020 備品・消耗品費 129,827 政治活動費 28,850 調査研究費 28,850 5 寄附の内訳 〔個人分〕 小出 明 300,000 東京都世田谷区 藤枝 慶 100,000 東京都目黒区 年間五万円以下のもの <u>17,776</u> [略]	本年収入額 <u>408,888</u> 2 支出総額 160,697 3 本年収入の内訳 寄附 <u>408,888</u> 個人分 <u>408,888</u> 4 支出の内訳 経常経費 131,847 光熱水費 2,020 備品・消耗品費 129,827 政治活動費 28,850 調査研究費 28,850 5 寄附の内訳 〔個人分〕 小出 明 300,000 東京都世田谷区 藤枝 慶 100,000 東京都目黒区 年間五万円以下のもの <u>8,888</u> [略]
---	--

備考 訂正箇所は、下線が引かれた部分である。

宮選管告示第 38 号

平成 7 年宮選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
登米老人福祉センター	同 市登米町寺池金谷 12 番地 1	登米老人福祉センター	同 市登米町寺池金谷 12 番地 1
		<u>登米高齢者コミュニティセンター</u>	<u>同 市登米町大字日根牛小池前 68 番地</u>
東和勤労青少年ホーム	同 市東和町錦織字雷神山 15 番地 3	東和勤労青少年ホーム	同 市東和町錦織字雷神山 15 番地 3
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

官選管告示第 39 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 110 条の 5 の規定により交付した下記の証票は、令和 7 年 3 月 21 日以降無効とする。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

記

証 票 番 号	㊦第 1 号の 010
---------	-------------

証 票 番 号	㊦第 1 号の 010
---------	-------------

宮城海区漁業調整委員会公示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 5 項の規定により、宮城海区漁場計画の変更に関する公聴会を開催する。

令和 7 年 4 月 25 日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 公聴会の開催日及び開催場所並びに対象地区

開催日時	開催場所	対象地区
令和 7 年 5 月 16 日 午後 1 時 30 分から午後 2 時まで	仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 行政庁舎 9 階 第一会議室	女川町

2 公述者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のあるもの

3 宮城海区漁場計画の変更の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

場 所	住 所
宮城海区漁業調整委員会事務局	仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目 9 番 1 号
東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目 7 番地
気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47 番地 6

4 その他

漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 23 条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和 7 年 5 月 9 日までに宮城海区漁業調整委員会に申し出なければならない。